明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委一九）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務一九二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一九三）　二
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のアルバニア共和国等による批准に関する件（外務一四八）　三
○平成二十六年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限を定める件（文部科学六四）　三
○仮払金の支払を受けた者に係る特定原子力損害の額及び内訳に係る報告書の様式を定める件（文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産六〇二～六〇九）　四
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（国土交通五二一）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同五二二）　五
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁四八）　五
○航路標識に関する件（同四九～五二）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局八三、八四）　七
○都市計画に関する件（同八五）　七
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（中国地方整備局一〇七）　七
○登録住宅性能評価機関の役員等の氏名を変更した件（九州地方整備局一一五～一一七）　八

〔国会事項〕

内閣　外務省　防衛省　九

〔人事異動〕

官庁事項　一〇

〔皇室事項〕

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　一〇
歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　一〇
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（同）　一〇

〔官庁報告〕

仙法志地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁　一〇
社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、マンション管理業者の業務停止処分関係　一〇
裁判所　二
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二
特殊法人等　三〇
経済産業省共済組合定款の一部変更、企業年金基金設立・解散・清算人就任・合併関係　三〇
会社その他

告示

○国家公安委員会告示第十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二十三日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　岡村幸四郎

㈡　変更後の代表者の氏名　田中　暄二

二　変更を行った年月日　平成二十六年二月十二日

○法務省告示第百九十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月二十三日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称

京都府行政書士会

変更前の住所

京都府京都市右京区西院平町二十五番ライフプラザ西大路四条七F七〇一〇号室

変更後の住所

京都府京都市南区東九条南河辺町八十五番地三

変更年月日

平成二十六年二月十二日

○法務省告示第百九十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年四月二十三日

法務大臣　谷垣　禎一